

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

2019年4月1日

国立研究開発法人物質・材料研究機構

国立研究開発法人物質・材料研究機構の職員が、仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、次のように行動計画を策定する。

（1）計画期間 2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間

（2）内容

目標1 男性職員の家事・育児参加に関する意識改革及び職場内の理解促進に向けての啓発活動を行う。

＜対策＞

2019年度 ・仕事と、子育ての両立に関するアンケートの実施（認知度の調査）

2020年度～2024年度

- ・育児・介護休業法に基づく育児休業等の諸制度に関して、ダイバーシティに配慮したバイリンガルハンドブックの改定及び全体周知
- ・管理職研修等の階層別研修の活用（機構の次世代育成支援制度の周知及び男性職員の家事・育児参加に関する意識改革の推進）
- ・セミナーの開催（年1回以上）

目標2 計画期間内に、育児休暇・休業等の制度の利用者を以下の水準とする。

＜育児休暇等＞ 取得対象者の取得率を60%以上とすること

＜育児休業＞ 取得対象者のうち、男性職員の利用者を1名以上とすること

＜対策＞

2019年度 ・対象となる男性職員及びその上長へ制度の周知

2020年度～2024年度

- ・男性職員及びその上長への周知活動を継続、並びに休暇取得率の把握

目標3 配偶者の分娩時等の育児に係る特別休暇について、有給での取得が可能となる職員の範囲を拡大する。

＜対策＞

2019年度 ・育児に係る特別休暇の有給化対象者と対象となる休暇の検討

2020年度～2024年度

- ・就業規則等関連規程の改正及び機構内への周知